

ワンタイムパスワード規定 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（定義）</p> <p>「トークン」とは、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）当社との各取引に関して、当社が当社の普通預金口座保有者（以下「お客さま」といいます）に交付するパスワード生成機をいい、トークンにより生成・表示され、時々刻々と変化する可変的なパスワードを「ワンタイムパスワード」といいます。</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>「トークン」とは、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との各取引に関して、当社が当社の普通預金口座保有者（以下「お客さま」といいます）に発行する、パスワード生成のためのスマートフォン用アプリケーションまたはパスワード生成機をいい、トークンにより生成・表示され、時々刻々と変化する可変的なパスワードを「ワンタイムパスワード」といいます。</p>
<p>第3条（トークンの貸与）</p> <p>1. 当社はお客さまに対して、原則として一つのトークンを発行し、貸与します。なお、当社所定の条件を満たすお客さまが当社所定の方法により複数のトークンの利用を希望する旨を申し出た場合または当社が必要と認める場合、当社はトークンを追加発行し、貸与することとします。なお、追加貸与するトークンの個数の上限は、別途当社が定めるものとします。</p>	<p>第3条（トークンの貸与）</p> <p>1. 当社はお客さまに対して、原則として一つのトークンを発行し、貸与します。なお、当社所定の条件を満たすお客さまが当社所定の方法により複数のトークンの利用を希望する旨を申し出た場合または当社が必要と認める場合、当社はトークンを追加発行し、貸与することとします。なお、追加貸与する数の上限は、別途当社が定めるものとします。</p>
<p>第5条（ワンタイムパスワードの利用）</p> <p>2. 当社は、当社が適切と判断した時期に、当社所定の取引についてワンタイムパスワードによる本人認証を必須とすることができるものとします。この場合、トークンの交付を受けていないお客さまもしくはトークンの交付を受けたにもかかわらずワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていないお客さまは、当該取引のご利用ができなくなります。</p>	<p>第5条（ワンタイムパスワードの利用）</p> <p>2. 当社は、当社が適切と判断した時期に、当社所定の取引についてワンタイムパスワードによる本人認証を必須とすることができるものとします。この場合、トークンの発行を受けていないお客さまもしくはトークンの発行を受けたにもかかわらずワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていないお客さまは、当該取引のご利用ができなくなります。</p>